

令和7年度 包括外部監査措置結果報告書

＜監査テーマ＞

高齢者福祉事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について

措 置 結 果 報 告 書

監査テーマ	令和7年度	高齢者福祉事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について
-------	-------	--------------------------------

No.	1
-----	---

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	災害時要援護者支援		
	小 分 類	再委託に係る契約内容の確認【結果1】		
所管部課		健康福祉部 地域共生推進室	区 分	☒ 結果 ☐ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		再委託したときは、受託者はその契約内容を提出しなければならない(業務委託契約書第3条第3項)が、提出されていなかった。関係者間の法律関係を把握するとともに、再委託先における履行体制や個人情報保護に関する取決め等を確認するため、所管課は、当該再委託に係る契約内容が記載された書類を提出させる必要がある。		
報告書該当 ページ	P.53			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		当該事業においては、令和8年4月1日から新システムの導入により、新たな業者と業務委託契約を締結することとなったため、「業務委託契約書(基本例)」を基に契約書の見直しを行った。 なお、令和8年度の契約業者においては再委託を行っていないが、今後、再委託に係る承認申請があった場合は、必要に応じて契約内容に関する書類の提出を求めていく。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	災害時要援護者支援		
	小 分 類	再委託を禁止する部分の明確化【意見1】		
所管部課		健康福祉部 地域共生推進室	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		業務委託契約書において再委託等の禁止に係る条項があるが、再委託を禁止する部分が明示されていない。受託者と認識の齟齬が生じないよう、再委託を禁止する部分について仕様書等に明記しておくことが望ましい。また、所管課において再委託を承認するに当たっては、委託業務の主要な部分又は大部分を再委託することにならないと判断した根拠について、決裁文書に明記する必要がある。		
報告書該当ページ	P.54			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		仕様書に、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない旨を明示し、あらかじめ受託者に周知を図った。 なお、当該事業においては、令和8年4月1日から新システムの導入により、新たな業者と業務委託契約を締結しており、当該業者においては再委託を行っていないが、今後、再委託に係る承認を行う際には、委託業務の主要な部分又は大部分を再委託することにならないと判断した根拠について、決裁文書に明記する。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	社会福祉協議会補助		
	小 分 類	完了届と助成対象経費計算書の不整合【結果2】		
所管部課		健康福祉部 地域共生推進室	区 分	☒ 結果 ☐ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		完了届に記載されている助成事業確定額と助成対象経費計算書の支出済額合計が一致していなかった。当該誤りは完了届と助成対象経費計算書を突合することで容易に判明する事項であり、両者に不整合がないか、慎重に確認する必要がある。		
報告書該当 ページ	P.57			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		提出書類の受理時及び決裁過程において、書類間の不整合を含めた慎重な確認を徹底するよう周知を図るとともに、提出元である社会福祉協議会に対しても、提出前に十分な確認を行うよう文書により通知した。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	社会福祉協議会補助		
	小 分 類	実績報告における収支決算書の正確性の検証【意見2】		
所管部課		健康福祉部 地域共生推進室	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		補助金の審査に際しては、収支決算書と市社協の決算書の一致を確認する必要があるが、所管課が現状入手している書類では、そもそも突合が不可能である。市社協から決算書との整合性を確認できる書類を入手し、収支決算書の正確性を検証する必要がある。また、財務諸表等電子開示システムに掲載されている決算書における補助金収入の内訳に記載誤りが見受けられたため、市社協においては、金額等の記載誤りがないよう、細心の注意を払う必要がある。		
報告書該当 ページ	P.58			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		令和8年4月1日付で、助成金交付要綱を改正し、収支決算書の内容を確認できる書類を実績報告時の提出資料に追加するとともに、同書類の入手及び収支決算書との突合により、正確性についての検証を行った。 なお、財務諸表等電子開示システムに掲載の決算書の取扱いについては社会福祉協議会に対し、所管庁への届出前に十分な確認を行うよう、文書にて通知した。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年6月30日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	社会福祉協議会補助		
	小 分 類	要綱における消費税仕入控除税額に係る規定【意見3】		
所管部課		健康福祉部 地域共生推進室	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		助成金交付要綱において、消費税仕入控除税額に係る規定が定められていない。日常生活自立支援事業補助金交付要綱と同様に、助成金交付要綱に消費税仕入控除税額に係る規定を定める必要がある。		
報告書該当 ページ	P.59			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		「補助金交付要綱標準モデル 概算払の例」に基づき、令和8年4月1日付で助成金交付要綱を改正し、消費税仕入控除税額に係る規定を定めた。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	老人クラブ補助事業、老人クラブ活動促進事業		
	小 分 類	補助金要綱における補助対象経費の明確化【意見4】		
所管部課		健康福祉部 長寿介護課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		老人クラブ補助金交付要綱の別表第3における補助対象経費の記載について、形態別分類による支出費目の記載がない。事業の柔軟性との兼ね合いもあるが、発生頻度が多い支出費目を明示するなどの対応を図られたい。		
報告書該当 ページ	P.71			
措置(対応)の状況		☐ 措置済(対応済) ☒ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		各単位老人クラブの意見を伺い、事業の柔軟性との兼ね合いを検証したうえで、補助対象経費のうち発生頻度の高い支出費目を明示することについて、補助金交付要綱に規定することを検討してまいります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和 年 月 日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	老人クラブ補助事業、老人クラブ活動促進事業		
	小 分 類	老人クラブ活動促進事業補助金の利用促進【意見5】		
所管部課		健康福祉部 長寿介護課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		老人クラブ活動促進事業補助金の利用は低調にとどまっており、予算額と決算額に大きな乖離が発生している。老人クラブ活動の活性化を図り、生きがいや健康づくりを推進するという補助事業の目的を達成すべく、各老人クラブへのアンケート調査や利用事例の収集により、当該補助金の利用促進に努められたい。		
報告書該当ページ	P.73			
措置(対応)の状況		☐ 措置済(対応済) ☒ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		制度の周知や利用促進を目的とした、各クラブへのアンケート調査や利用事例の収集の実施について、検討してまいります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和 年 月 日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	シルバー人材センター補助事業		
	小 分 類	施策目標の指標及び目標値の設定方法【意見6】		
所管部課		健康福祉部 長寿介護課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		次期計画における目標値の設定に当たっては、他市のシルバー人材センターの状況も 勘案した上で、設定する必要がある。また、高齢者の雇用を促進するため、就業率につい て次期計画における施策目標の指標に追加することも検討されたい。		
報告書該当 ページ	P.76			
措置(対応)の状況		☐ 措置済(対応済) ☒ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		他市状況を勘案したうえでの目標値の設定や、目標の指標となる項目を追加することに ついては、今年度の計画策定時に検討してまいります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和 年 月 日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	シルバー人材センター補助事業		
	小 分 類	要綱への消費税仕入控除税額の取扱いへの明記【意見7】		
所管部課		健康福祉部 長寿介護課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		高槻市高齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱には、消費税仕入控除税額の取扱いが明記されていないが、国の要綱には消費税仕入控除税額の確定に伴う報告及び補助金の返還に係る規定が置かれていることに鑑み、同要綱に消費税仕入控除税額の取扱いを明記する必要性について検討されたい。		
報告書該当 ページ	P.77			
措置(対応)の状況		☐ 措置済(対応済) ☒ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		高槻市シルバー人材センターの運営状況等を確認したうえで、消費税仕入控除税額の取扱いを明記する必要性について検討してまいります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和 年 月 日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	ケアハウス事務費補助事業		
	小 分 類	補助金交付要綱の改正漏れ【結果3】		
所管部課		健康福祉部 長寿介護課	区 分	☒ 結果 ☐ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		高槻市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第3条について、平成20年12月の民法改正に対応した引用条文の修正が行われていないため、改正する必要がある。		
報告書該当 ページ	P.79			
措置(対応)の状況		☐ 措置済(対応済) ☒ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		今年度、国の制度改正に併せて補助金交付要綱を改正する予定であり、通知を受けた後、速やかに適切な文言に修正いたします。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和 年 月 日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	ケアハウス事務費補助事業		
	小 分 類	要綱への消費税仕入控除税額の取扱いの明記【意見8】		
所管部課		健康福祉部 長寿介護課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		補助金に係る仕入控除税額が発生する可能性は低いと判断し、補助金交付要綱に消費税仕入税額控除に係る取扱いを規定していない。しかし、補助金の交付先に控除税額相当額の利益が発生する可能性は否定できないため、補助金に係る消費税仕入税額控除の取扱いを要綱に規定することが望ましい。		
報告書該当ページ	P.80			
措置(対応)の状況		☐ 措置済(対応済) ☒ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		国からの制度改正に係る通知を受けた後、補助金交付要綱を改正する予定であり、消費税仕入税額控除の取扱いを要綱に規定することについて、併せて検討してまいります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和 年 月 日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	生活支援サポーター事業		
	小 分 類	利用者拡大と生活支援サポーターの活動機会の確保【意見9】		
所管部課		健康福祉部 長寿介護課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		令和6年度の生活支援サポーターは登録245人に対し、利用者103人と支援側が多く、活動機会が十分に確保されていない。要因として、制度の認知度不足やニーズとのミスマッチが考えられる。今後は、利用者調査や活動内容の柔軟化、周知強化により、生活支援サポーター登録者が活躍できる体制整備が求められる。		
報告書該当 ページ	P.88			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		新たに「生活支援サポーターご利用の手引き」を作成し、周知・広報の充実を図りました。利用者の利便性向上のため、動画の作成や申請窓口の拡充等、他の手法についても引き続き検討してまいります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年3月31日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	生活支援サポーター事業		
	小 分 類	実績額の精査と精算の必要性の検証【意見10】		
所管部課		健康福祉部 長寿介護課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		委託料の見積額と実績額は総額では一致しているものの、科目ごとの内訳をみると、人件費は増額、人件費以外は減額となっている。しかし、科目ごとの増減の根拠について、十分な確認が行われていなかった。増減が大きい科目については委託先から根拠資料を入手してその妥当性を検証する必要がある。		
報告書該当 ページ	P.88			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		指摘内容を踏まえ、令和7年度の実績報告を確認したところ、当該年度分については見積額と実績額との増減が大きい科目はありませんでした。 今後についても、増減が大きい科目については、具体的な根拠資料の入手と増減理由の検証を行ってまいります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年3月31日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	介護予防活動通所型		
	小 分 類	介護予防プログラムの参加人数の確認【結果4】		
所管部課		健康福祉部 長寿介護課	区 分	☒ 結果 ☐ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		介護予防プログラムの参加人数により委託料が決定されるため、参加人数の確認は重要であるが、現状は委託先の自己申告に依拠しており、参加人数の妥当性を十分に確認できていない。所管課による視察時に任意の月の参加者名簿提出と報告書との突合を実施し、参加者や参加人数の妥当性を確認すべきである。		
報告書該当 ページ	P.95			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		教室参加者は体操実施前に必ず血圧を測定し体調記録票に記載するため、視察時に職員が指示した月の体調記録票を提出するよう求め、月例実施集計表及び月例実施報告書との突合を実施し、参加者や参加人数の妥当性を確認してまいります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	高齢者福祉施設整備等補助事業		
	小 分 類	要綱における補助金交付額に係る規定の不備【意見11】		
所管部課		健康福祉部 福祉指導課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		「高槻市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱」における補助金の交付額を規定する第6条について、消費税仕入控除税額等の定義が明記されていなかった。その他の条文では消費税仕入控除税額等を返還させる旨の規定があり、全体を通してみると、補助金の交付額から消費税仕入控除税額等を除くことを想定していることから、第6条において消費税仕入控除税額等を定義した上で、これを補助金の交付額から除く旨の記載が欠落していると思われる。 したがって、当該要綱の第6条を改正することが望ましい。		
報告書該当ページ	P.98			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		意見を踏まえ、以下のとおり、「高槻市地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱」の第6条において、消費税仕入控除税額等の定義を明記する改正を行った。 (補助金の交付額) 第6条 交付額は、予算の範囲内で、別表により算出するものとし、その交付額の算定にあたっては、防災・減災等事業整備計画に記載された事業について、別表の第1欄に定める対象施設ごとに、第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額を基準額とする。さらに、その基準額に第3欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。ただし、基準額及び交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ただし、対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額(以下「消費税仕入控除税額等」という。)を除く。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年5月19日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	高齢者福祉施設整備等補助事業		
	小 分 類	事業者に対する事業概要の説明方法【意見12】		
所管部課		健康福祉部 福祉指導課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		本事業は厚生労働省及び大阪府の補助制度を活用した事業であるため、本来は厚生労働省及び大阪府が事業者向けの補助事業の概要を作成することが望ましいが、あくまで高槻市の事業として実施している以上、分かりやすい広報は最終的には高槻市の責任において行うことが求められる。 事業者への補助事業の意向調査時には、現状以上の分かりやすさを追求し、事業者目線で事業概要を分かりやすく説明する工夫を行うことを検討されたい。		
報告書該当 ページ	P.100			
措置(対応)の状況		☐ 措置済(対応済) ☒ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		当該補助事業は、厚生労働省及び大阪府の補助制度を活用した事業であるが、厚生労働省及び大阪府が事業者向けの補助事業の概要を必ずしも作成しているわけではないため、意向調査時には、情報を過不足なく伝えるため、補助事業の根拠となる補助金交付要綱を事業者に開示している。 しかしながら、今回の意見を踏まえ、次回の意向調査に向けて、事業者視点で事業内容を整理し、補助事業の概要が理解しやすい資料を作成する。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和 年 月 日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	老人福祉センター管理運営事業(介護一般予防事業)		
	小 分 類	介護予防の目標値設定【意見13】		
所管部課		健康福祉部 長寿介護課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		老人福祉センター(すこやかテラス)で行われている介護予防事業の各種施策について、 目標値が設定されていない。指定管理者と協力し、施策の効果的、効率的な実行のため にも適切な目標値を設定し、実績との比較の上、乖離がある場合、改善のための検討を行 うといったPDCAサイクルを確立されたい。		
報告書該当 ページ	P.106			
措置(対応)の状況		☐ 措置済(対応済) ☒ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		各種施策の目標値及び達成のための手法の設定については、指定管理者と調整のう え、検討してまいります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和 年 月 日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見（各論）		
	中 分 類	介護保険一般事務事業		
	小 分 類	今後のベンダーロックイン防止及び業務の標準化の取組【意見14】		
所管部課		健康福祉部 長寿介護課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果（指摘）又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		本市の令和6年度から7年度にかけて実施されている介護保険システムの標準化作業は、同システムを開発した事業者随意契約で委託しており、令和7年度まではベンダーロックインの状態にあるといえる。ベンダーロックインで直ちに問題が生じることはないが、一般的には事業者の新規参入や受注競争が阻害されるため、システム改修・保守費用の負担増加のおそれがある。 基幹業務システムの統一・標準化は、事業者の競争環境を確保し、ベンダーロックインを回避することも主たる目標の一つであり、今回の介護保険システムの標準化は今後のベンダーロックインの回避に一定程度寄与するものと考えられる。 今後の介護保険システムの改修時にはベンダーロックインを防止し、新規参入や受注競争の促進を図るとともに、業務自体を標準化システムに合わせることも検討されたい。		
報告書該当ページ	P.111			
措置（対応）の状況		☐ 措置済（対応済） ☐ 検討中（改善途中） ☐ 相違 ☒ 対応困難 ☐ その他（ ）		
措置（対応）内容 * できるだけ具体的に記載してください		標準化システムについては、国指針に従い、高槻市独自のカスタマイズ機能は基本的に搭載しない方針で進めている。しかしながら、大阪府国民健康保険団体連合会独自の方法を採用している事務があるため、外付けシステムの構築は不可欠となっている。また、標準準拠システムの指針に示されている内容でも、各ベンダーが採用可否を選択できる項目がある。今後の介護保険システムの改修時には他ベンダーシステムが本市で利用できるかの検討を考えていくことも必要だと認識しているが、一方でそれが可能かどうかについては標準化システム移行時期が延期となったことも踏まえ、慎重な検討が必要となる。		
措置（対応）済の場合 措置（対応）日		令和 年 月 日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	介護保険一般事務事業		
	小 分 類	入退出管理簿等の定期的なレビューや改善【意見15】		
所管部課		健康福祉部 長寿介護課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		電算処理システムサーバー室入退出及び作業記録管理簿を閲覧したところ、退出時間の記入漏れがあった。時間が経過すると当事者も退出時間や詳細な作業内容を失念してしまうおそれがあることから定期的なレビューが望まれる。		
報告書該当 ページ	P.113			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		入退室記録簿の記入を徹底するとともに、定期的な確認作業を実施してまいります。 また、日次で実施している処理確認チェックリストについても、様式の改正を実施しました。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年3月31日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	賦課徴収事務事業		
	小 分 類	長期にわたる滞納額の処理【意見16】		
所管部課		健康福祉部 国民健康保険課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		長期間滞納している滞納者についても、その債権管理にかかる費用が一定額発生している。債権管理ハンドブックでも短期間における処理を求めていることから、滞納者の実態を見極め、回収を図るべきか、徴収緩和を図るべきか、対応の明確化が必要である。		
報告書該当ページ	P.120			
措置(対応)の状況		☐ 措置済(対応済) ☒ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		長期間滞納している滞納者については、引き続き財産調査や対面調査を行い、回収を図るべきか、徴収緩和を図るべきかを明確化して対応する。 また、給付制限への影響も考慮しながら執行停止の対象とすることも検討していく。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和 年 月 日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	賦課徴収事務事業		
	小 分 類	死亡した滞納者に対する徴収【意見17】		
所管部課		健康福祉部 国民健康保険課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		債権管理ハンドブックでは、死亡した滞納者について、相続人の調査を実施することを規定しているが、実際に実施されたのは少数である。相続人の調査にかかる費用と滞納額の回収との比較衡量を行い、滞納額が費用を上回る場合には相続人の調査の実施も検討されたい。		
報告書該当 ページ	P.121			
措置(対応)の状況		☐ 措置済(対応済) ☒ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		相続人の調査、確定までに相当期間がかかることから、時効成立まで一定以上の期間があり滞納保険料が高額である死亡した滞納者に対して、債権管理ハンドブックに基づき、収納課と連携して相続人調査を行う。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和 年 月 日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	賦課徴収事務事業		
	小 分 類	減免制度の適用に向けた周知【意見18】		
所管部課		健康福祉部 国民健康保険課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		高槻市が独自に制定した生活困窮者を対象とした介護保険料の減免制度について、より一層の周知を図る。 また、サービスガイドに高槻市独自の減免制度である旨の記載がないため、記載する。		
報告書該当 ページ	P.123			
措置(対応)の状況		☐ 措置済(対応済) ☒ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		保険料通知に同封している案内文書及びリーフレットにおいて各種減免制度の案内を掲載しているが、生活困窮者を対象とした減免について、見出しに高槻市独自制度であることを追記し、転入者への訴求を強化するとともに、より目にとまりやすくする。長寿介護課にて作成している「高齢者暮らしに生かそうサービスガイド」においても、生活困窮者を対象とした減免が高槻市独自制度であることを新たに記載する。 また、保険料の賦課・徴収担当部署及び給付担当部署の職員に対して、減免制度の周知を行い、適用の強化を図る。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和 年 月 日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	介護認定事務事業		
	小 分 類	要介護等認定申請から認定までの期間短縮【意見19】		
所管部課		健康福祉部 長寿介護課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		要介護等認定申請から認定までの期間が法定の30日を超える状況が継続している。全国的にみても同様の状況にあるが、令和8年度以降に予定されている介護情報基盤システムの導入に合わせて、法定期間内での認定を行うよう、更なる改善に向けた取組が求められる。		
報告書該当 ページ	P.129			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		市認定調査員の増員や、電子フォーマットでの調査票の提出等、様々な取組を行っております。国の状況等を注視し、更なる改善を行ってまいります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	介護認定事務事業		
	小 分 類	ウェブ会議システムに係るライセンス更新に関する随意契約理由【意見20】		
所管部課		健康福祉部 長寿介護課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		介護認定審査会用にウェブ会議システムを利用しており、令和7年度にライセンスの更新を随意契約によって行っている。随意契約理由として挙げられた点を明確にした上で随意契約を選択されたい。		
報告書該当 ページ	P.132			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		契約方法について検討し、令和8年度の更新については見積合わせにて契約を行いました。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見（各論）		
	中 分 類	趣旨普及事業		
	小 分 類	ガイドブックの在庫削減【意見21】		
所管部課		健康福祉部 長寿介護課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果（指摘）又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		令和6年度に発行されたガイドブックについて発行部数の1割を超える部数が在庫として残っていた。ホームページ等を活用することにより、必要在庫や発行部数の削減に向けて検討されたい。		
報告書該当 ページ	P.133			
措置（対応）の状況		☒ 措置済（対応済） ☐ 検討中（改善途中） ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他（ ）		
措置（対応）内容 * できるだけ具体的に 記載してください		令和8年度以降については、在庫の状況を踏まえ適切に数量を見積もり、発注してまいります。		
措置（対応）済の場合 措置（対応）日		令和8年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	在宅医療・介護連携推進事業		
	小 分 類	仕様書における業務内容の明確化【意見22】		
所管部課		健康福祉部 長寿介護課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		仕様書における業務内容は抽象的な記載にとどまり、具体的に示されているのは相談支援に係る窓口開設のみであるため、委託先の年間活動計画に依存した運用となっている。業務の範囲や成果物、回数等は仕様書に明記し、契約内容として示す必要がある。		
報告書該当 ページ	P.137			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		令和8年度より委託ではなく直営で実施しており、業務の範囲や成果物、回数等は直接指示の下実施しております。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	在宅医療・介護連携推進事業		
	小 分 類	相談窓口の体制の見直し【意見23】		
所管部課		健康福祉部 長寿介護課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		在宅医療・介護連携推進事業における相談件数は令和6年度で5件にとどまっているが、所管課では減少の要因を特定できていない。関係機関へのアンケート調査等により相談ニーズの有無や利便性を把握し、利用しやすい体制となるよう見直しを図ることが望まれる。		
報告書該当 ページ	P.138			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		相談窓口について、利用しやすい体制となるよう以下の通り見直しを行いました。 ・相談窓口を市直営としたことで、相談窓口開設日以外の日も電話が繋がるようになり、市職員による対応も可能な体制にしました。 ・窓口開設日以外でも相談しやすいよう、ホームページに24時間受付可能なメール相談窓口を明記しました。 相談ニーズについては、今後関係機関へのアンケート調査等を実施してまいります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	介護給付等費用適正化事業		
	小 分 類	施策目標の指標及び目標値の設定方法【意見24】		
所管部課		健康福祉部 長寿介護課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		施策目標について、介護給付等費用適正化事業については具体的な目標が定められている。 目標値の設定について、「住宅改修の点検」及び「福祉用具購入・貸与調査」の令和6年度の目標件数は令和5年度以前と同じであるが、令和6年度の実際の調査件数は、令和5年度以前と同様、その半数である。 一方、不適正事例は、「医療情報との突合」と「縦覧点検」において検出されているが、「住宅改修の点検」及び「福祉用具購入・貸与調査」では、直近3年間は不適正事例検出されていない状況であり、こうした結果も考慮すると、調査件数を現状よりも一定程度減少させても点検・調査の実効性には影響しないものとも考えられる。今後は実効性ととも効率性を考慮し、設定されたい。		
報告書該当ページ	P.143			
措置(対応)の状況		☐ 措置済(対応済) ☒ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		ご意見を踏まえ、被保険者に対し適切な住宅改修及び福祉用具購入貸与を行えるよう、引き続き研修会を通じ市内事業者の知識向上を図るとともに、次期計画では住宅改修の点検及び福祉用具購入・貸与調査について、不適正事例の検出件数等の実績を踏まえ、効率性も十分に勘案し設定するようにいたします。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和 年 月 日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	家族介護用品支給事業		
	小 分 類	家族介護用品支給事業の委託先の選定【意見25】		
所管部課		健康福祉部 長寿介護課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		家族介護用品支給事業の委託先の選定は、見積り合せによっているが、見積依頼先の業者が見積りを辞退したり、見積書未提出となったりした結果、見積書を提出した業者数が3者にとどまっている。見積りを辞退した業者や見積書未提出の業者にその理由を聴取するなど、可能な限り多くの業者から見積書の提出を受けられるよう、対応を検討された。		
報告書該当ページ	P.146			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		より多くの業者から見積書の提出を受けられるよう、各業者に聴き取りを行い、仕様書の改善を図りました。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年3月16日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	介護サービス相談員派遣等事業		
	小 分 類	介護サービス相談員の派遣先事業所数の拡大【意見26】		
所管部課		健康福祉部 長寿介護課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		介護サービスの質の向上並びに利用者の疑問や不安の解消及び苦情の未然解決といった目的を達成するため、介護サービス提供事業所へ介護サービス相談員の役割を周知し、派遣先事業所数を拡大するとともに、派遣先事業所数の拡大に見合った相談員数を確保する必要がある。		
報告書該当 ページ	P.148			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		各事業者への聴き取り等を通して、ニーズを把握するとともに、制度の周知を進め、派遣先事業者数の拡大を図ってまいります。 また、派遣先事業者数の拡大に見合った相談員数を確保するため、以下の対策を実施しました。 ・本市の退職者に対し、本制度の案内及び相談員の募集を行った。 ・既存の相談員に対し紹介を依頼し、複数名と面談を行った。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年4月21日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	シルバーハウジング運営事業		
	小 分 類	委託業務の処理状況の報告書類の不備【結果5】		
所管部課		健康福祉部 長寿介護課	区 分	☒ 結果 ☐ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		シルバーハウジング運営事業に係る日誌及び生活援助員派遣事業実施状況総括表の記載に不備が認められたため、所管課において、記載の不備がないよう委託先を指導する必要がある。		
報告書該当 ページ	P.150			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		事業者と面談を実施し、判明した不備について説明するとともに、適正な報告書類を作成するよう指導を行いました。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年3月27日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	市民後見推進事業、成年後見制度支援事業		
	小 分 類	委託契約における個人情報保護に関する誓約書の記載内容の整理【意見27】		
所管部課		健康福祉部 福祉相談支援課課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		市民後見人養成講座の委託業務に関し、個人情報取扱特記事項において委託先に提出を求める「業務情報に関する誓約書」を確認したところ、委託先の個人情報保護取扱責任者が自団体の方針、規定等の遵守を誓約する内容となっていた。委託先の規定等が高槻市の求める水準を充足していると判断する場合は、誓約書を省略する取扱いも考えられることから、誓約書を徴取する趣旨や目的を踏まえ、改めて、誓約書の要否や内容について取扱いを整理する必要がある。		
報告書該当ページ	P.153			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		契約に係る本市「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報を適切に取り扱うこと、及び従事者においても同様に誓約をすることとする内容へ変更しました。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年3月11日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	市民後見推進事業、成年後見制度支援事業		
	小 分 類	成年後見制度支援事業の認知度向上に向けた目標値の設定【意見28】		
所管部課		健康福祉部 福祉相談支援課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		成年後見制度に関する市民の認知度は低く、市民後見人バンク登録者数が伸び悩む現状において、国の制度改正が予定されているため、新しい制度に対する市民のニーズを踏まえた事務実施体制を構築することが求められる。制度の概要や高槻市での支援内容をより周知することが必要であり、認知度を目標に設定し、その向上を一層図ることが望ましい。		
報告書該当ページ	P.157			
措置(対応)の状況		☐ 措置済(対応済) ☒ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に向けたアンケート調査において成年後見制度の相談窓口の周知状況の把握を行っているところです。認知度の目標値設定については、同計画の策定を通じて検討してまいります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和 年 月 日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	養護老人ホーム入所事業		
	小 分 類	委託契約における個人情報保護に関する誓約書の未入手【結果6】		
所管部課		健康福祉部 福祉相談支援課	区 分	☒ 結果 ☐ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		生活管理指導短期宿泊事業委託契約について、特段の理由なく、個人情報取扱特記事項で定める受託先からの誓約書を入手していなかった。契約手続を適切に実施し、書類の入手を徹底する必要がある。		
報告書該当 ページ	P.162			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		適切な契約手続きの実施に向け、誓約書の入手を徹底しました。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年3月11日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	養護老人ホーム入所事業		
	小 分 類	委託料及び利用者負担額等の積算根拠の整理【意見29】		
所管部課		健康福祉部 福祉相談支援課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		生活管理指導短期宿泊事業の委託料及び利用者負担額等について、設定根拠が不明確となっている。事業を安定して継続するためには、物価変動等の影響を反映する必要性につき適時に検討する必要がある、金額の考え方を改めて検討の上、根拠を整理することが必要である。		
報告書該当ページ	P.162			
措置(対応)の状況		☐ 措置済(対応済) ☒ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		ご意見を踏まえ、改めて委託料等の設定根拠については整理を行ってまいります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和 年 月 日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	日常生活自立支援事業		
	小 分 類	補助金の実績報告における確認手続の見直し【結果7】		
所管部課		健康福祉部 福祉相談支援課	区 分	☒ 結果 ☐ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		日常生活自立支援事業補助金について、実績報告時の提出書類である領収書の写し等を入手しておらず、交付要綱で定める証憑書類による経費の検証が行われていなかった。補助金の実績報告時には、補助対象経費に不明瞭な支出がないことを確かめるため、領収書等の根拠資料により審査することが望ましいが、会計帳簿や明細書による確認を基本としつつ、必要に応じ領収書の写しを求めるなどの実態に即した対応も考えられる。交付要綱の改正の可否も含め、補助金の確定手続を改めて検討し、適切に対応する必要がある。		
報告書該当ページ	P.167			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		交付要綱を改正し、補助対象経費に不明瞭な支出がないことを確かめるため、会計帳簿や明細書による確認を基本としつつ、必要に応じて領収書の写しを求める運用に改めました。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	日常生活自立支援事業		
	小 分 類	補助金に係る消費税仕入控除税額等の未確認【結果8】		
所管部課		健康福祉部 福祉相談支援課	区 分	☒ 結果 ☐ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		日常生活自立支援事業補助金について、消費税等の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、高槻市に報告しなければならないが、返還すべき消費税仕入控除税額等はないものとして、報告を求めていなかった。本来は、補助金に係る仕入控除税額等がない場合も含め、その有無の報告を求めるべきであり、交付要綱に則って適切に取り扱う必要がある。		
報告書該当ページ	P.167			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		補助事業者に対し、補助金に係る消費税仕入控除税額等の有無に関わらず、その理由を含めた報告書の提出を求め、収受しました。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	地域包括支援センター運営事業		
	小 分 類	随意契約に関する承認に係る議事録の作成保存【結果9】		
所管部課		健康福祉部 福祉相談支援課	区 分	☒ 結果 ☐ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会における各地域包括支援センターの運営状況の確認及び現運営法人との委託契約継続に係る承認の状況を確認したところ、口頭で説明はしているものの、運営状況の確認と併せて、同一法人との次年度の契約につき承認を得た旨、議事録に記載されていなかった。運営法人の選定について、毎年度の分科会にて正式に承認を受けたことが分かるよう、議事録に明記し、記録保存すべきである。		
報告書該当ページ	P.172			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		令和7年度第2回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の審議において、次年度の運営法人の選定について、承認を受けたということを議事録に明記しました。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年3月31日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	地域包括支援センター運営事業		
	小 分 類	委託料の積算根拠の確認と定期的な検討【意見30】		
所管部課		健康福祉部 福祉相談支援課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		地域包括支援センターの運営に係る委託料について、専門職3職種以外の人件費及び事務経費に係る金額は、センター設置以降現在まで変更されておらず、設定当時の算定根拠も残されていない。事業を安定して継続するためには、物価や賃金の変動等の影響を踏まえ、委託料に適切に反映する必要がある、その根拠を改めて整理するとともに、見直しの必要性を定期的に検討すべきである。		
報告書該当 ページ	P.173			
措置(対応)の状況		☐ 措置済(対応済) ☒ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		専門職3職種以外の人件費や事務経費について、近隣他市は委託料に含む、含まないなど取扱いは様々となっています。同センターの介護支援専門員等は委託事業と別に介護予防支援を実施し報酬を得ており、この報酬については、物価や人件費の高騰を踏まえた改定がなされています。本市においてはこうした動向を注視している中で、令和5年度より専門職3職種の委託料の増額を行ったところです。今後も国や近隣他市の動向を注視しながら、引き続き専門職3職種以外の委託料についても見直しや検討を定期的に行ってまいります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和 年 月 日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	認知症総合対策事業		
	小 分 類	委託契約における個人情報保護に関する誓約書の未入手【結果10】		
所管部課		健康福祉部 福祉相談支援課	区 分	☒ 結果 ☐ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		認知症地域支援推進員等設置事業委託契約について、特段の理由なく、個人情報取扱特記事項で定める受託先からの誓約書を入手していなかった。契約手続を適切に実施し、書類の入手を徹底する必要がある。		
報告書該当 ページ	P.176			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		適切な契約手続きの実施に向け、誓約書の入手を徹底しました。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年3月11日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	認知症総合対策事業		
	小 分 類	行方不明高齢者家族支援サービス事業の在り方に関する継続的な検討 【意見31】		
所管部課		健康福祉部 福祉相談支援課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		随意契約により行方不明高齢者家族支援サービス事業を委託する理由である初期費用の負担については、現在まで継続すると判断する根拠に乏しく、また事業者の変更が認知症高齢者の混乱を招く可能性については理解できるものの、当対象者本人が無意識に携行できる仕組みの方が有効とも考えられる。事業の方向性については、新規の事業者やサービスの状況を注視し、市民のニーズを踏まえて継続的に検討することが望ましい。		
報告書該当 ページ	P.176			
措置(対応)の状況		☐ 措置済(対応済) ☒ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
		本事業は認知症高齢者に対するGPS貸与の初期費用及び月額利用料の負担を軽減する共に、行方不明時の早期発見の一助とする事業です。新規参入サービスの状況等を注視し、サービス提供体制のあり方について継続検討してまいります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和 年 月 日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	配食サービス事業		
	小 分 類	委託料積算内訳の算定方法の確認【意見32】		
所管部課		健康福祉部 福祉相談支援課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		委託料の額は、近年見直しがされているが、積算内訳の算定方法が不明な状態で変動率を反映したものとなっている。事業を安定して継続するためには、物価や賃金の変動等の影響を踏まえ、委託料に適切に反映する必要がある、その内訳の根拠を改めて整理すべきである。		
報告書該当 ページ	P.180			
措置(対応)の状況		☐ 措置済(対応済) ☒ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		適切な委託料の算定について、内訳の根拠を改めて整理してまいります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和 年 月 日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	配食サービス事業		
	小 分 類	事業の在り方に関する継続的な検討【意見33】		
所管部課		健康福祉部 福祉相談支援課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は 意見の内容 * 要点を簡単に記載 してください		配食サービス事業は、利用者が増加傾向にあり、安否確認についても一定の役割を果たしているが、新規事業者の公募を実施しても応募者がいない状況であり、サービスの継続に必要な配食事業者の安定的な確保が課題である。委託料単価の増額に加え、利用者数及び配食数の増により事業費が増加傾向にある中、事業の方向性については、他市の動向も注視し、市民のニーズを踏まえて継続的に検討することが望ましい。		
報告書該当 ページ	P.180			
措置(対応)の状況		☐ 措置済(対応済) ☒ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応) 内容 * できるだけ具体的に 記載してください		事業の方向性については、安否確認の担保と市民ニーズを勘案すると共に他市の動向を注視し、事業のあり方の検討を継続してまいります。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和 年 月 日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	保健衛生総務管理事業		
	小 分 類	業務委託におけるスケジュール管理表提出時期の明示【意見34】		
所管部課		健康福祉部 健康づくり推進課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		健康管理業務標準化に向けたBPR 検討業務委託におけるスケジュール管理表は業務開始時に提出させるべきであるところ、仕様書に定めがないために、業務開始約2 か月後に提出されていた。仕様書に業務開始時における提出項目を明示し、スケジュール管理表を業務開始時に提出させる必要がある。 健康管理業務標準化に向けたBPR 検討業務委託において、スケジュール管理表が令和6 年10 月25 日に提出されている。当該業務委託の履行期間は令和6 年8 月29 日から令和7 年2 月28 日までであるから、スケジュール管理表の提出が業務開始から約2 か月経過した時点でなされていることとなる。通常、業務委託の履行開始に当たっては、適正な履行を担保するために、実施計画書や業務工程表といった履行スケジュールに係る書類の提出を早期に求めるべきであると考え。例えば、高槻市のホームページに契約書標準様式として示されている建築設計業務等委託契約書様式(令和6 年8 月1 日改正)においては、契約締結後14 日以内に業務工程表を提出しなければならないとされている。		
報告書該当ページ	P.183			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		今後業務工程表等が必要となる委託業務については、仕様書または契約書へ契約書標準様式として示されている建築設計業務等委託契約書様式に記された以下の文言と同等の内容を追記する。 (業務工程表の提出) ・受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。 ・発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。 ・この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。 ・業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年4月1日		

項 目	大 分 類	監査の結果及び意見(各論)		
	中 分 類	健康づくり事業		
	小 分 類	仕様書への業務内容詳細の明示【意見35】		
所管部課		健康福祉部 健康づくり推進課	区 分	☐ 結果 ☒ 意見
結果(指摘)又は意見の内容 * 要点を簡単に記載してください		健康づくり事業等委託の仕様書に、健康・食育フェア及び健康たかつき21 シンポジウムの開催日時等の詳細や健康だよりの作成・配付部数等の詳細が明示されていない。仕様内容について疑義が生じることのないよう、業務内容の詳細について仕様書に明示する必要がある。 健康づくり事業等委託契約は、健康だよりの作成・配布、健康・食育フェアの開催などを実施する「健康づくり事業」、健康に関する情報の啓発・広報業務や健診受付事務などを行う「健康診査推進事業」及び「母子保健事業(子ども保健課)」からなっている。 このうち「健康づくり事業」の業務内容は、仕様書において次のとおり示されているが、その詳細は明らかではない。		
報告書該当ページ	P.186			
措置(対応)の状況		☒ 措置済(対応済) ☐ 検討中(改善途中) ☐ 相違 ☐ 対応困難 ☐ その他()		
措置(対応)内容 * できるだけ具体的に記載してください		令和8年度から健康づくり事業委託の仕様書を以下のとおり変更した。 健康・食育フェア及び健康たかつき21シンポジウムについては、仕様書に開催日、開催場所、開催内容の詳細、実施方法を追記するとともに、警報等発令時の対応についても明記した。 また、健康だよりの作成・配布については、作成・配布部数、配布方法、配布時期等を明記するとともに、冊子の紙質やページ数等の詳細な仕様書を新たに作成した。		
措置(対応)済の場合 措置(対応)日		令和8年4月10日		